後期高齢者医療制度の概要

資料1

令和３年度第１回
東京都後期高齢者医療懇談会

１ 後期高齢者医療制度創設の経緯

老人保健制度（昭和５８年～）

背景

・高齢化の進展
・高齢者医療費の増加
・健保組合の拠出金の拡大

課題

・現役世代と高齢者の費用負担関係は不明確
・保険料を納めるところ（健保組合等の保険者）とそれを使うところ（区市町村）が分離
・加入する制度や区市町村により保険料に高低

新しい制度の検討（平成９年～）
医療制度改革大綱の決定（平成１７年）、健康保険法等改正法案成立（平成１８年）

後期高齢者医療制度施行（平成２０年）

２ 後期高齢者医療制度の仕組み

〇現役世代と高齢者の分担ルールを明確（原則として現役世代が給付費の４割、高齢者が１割）
〇保険料を納めるところとそれを使うところを都道府県ごとの広域連合に一元化し、財政・運営責任を明確化
〇都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を、高齢者全員で公平に負担

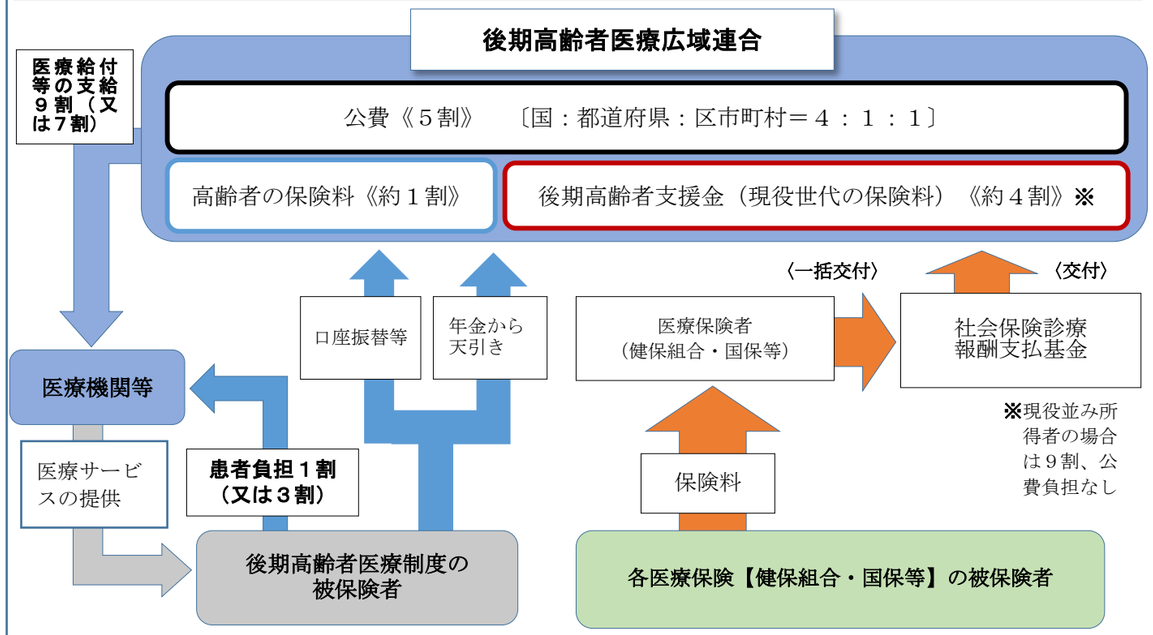

３ 制度発足後の主な動き

１　社会保障制度改革推進本部（平成27年1月13日）
持続可能な制度構築と国民皆保険の堅持のため、「医療保険制度改革骨子」決定
国保の都道府県化、後期高齢者医療の保険料の軽減特例（予算措置対応）の段階的縮小など

２　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年5月27日）
〇社会保障改革プログラム法に基づく措置として、次の改正を行う。
・国民健康保険の安定化（平成30年4月1日施行）
国保への財政支援の拡充による財政基盤の強化とともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き保険料の賦課・徴収や保険給付、資格管理などを担い、制度を安定化
・後期高齢者支援金の全面総報酬割の段階的導入
総報酬割比率：現行１／３⇒２７年度１／２、２８年度２／３、２９年度に全面総報酬割へ
・負担の公平化
入院時食事療養費等の見直し、紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入等

３　社会保障制度改革推進本部（平成28年12月22日）
平成２９年４月から、負担の公平化の観点等から高額療養費制度や入院時生活療養費の見直しを行うとともに、医療保険制度改革骨子に基づき、低所得者に対する保険料軽減特例措置について、本則実施に向けて段階的な見直しを行う。均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する。

４　医療保険制度改革骨子に基づく低所得者等に対する保険料軽減特例の見直しの経緯

区分		20年度	21年度～28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
均等割額	7割軽減	なし	9割軽減（特例）			8割軽減（特例）	7割軽減（本則）	
		8．5割軽減（特例）					7.75割軽減（特例）	7割軽減（本則）
	5割軽減	5割軽減（本則）						
	2割軽減	2割軽減（本則）						
所得割額	国	50%軽減		20%軽減	軽減なし（本則）			
	都広域連合	所得に応じて国の軽減率に25%上乗せ（75%軽減）		同左（45%）	同左（25%）			
		所得に応じて国の軽減率に50%上乗せ（100%軽減）		同左（70%）	同左（50%）			
被扶養者の軽減策	均等割額	9割軽減		7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間のみ5割軽減（本則）		
	所得割額	軽減なし（当面は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討）						

５　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
「全世代型社会保障改革の方針について」（令和２年12月15日閣議決定）等を踏まえ、全ての世代で広く安心を支えていく全世代型対応型の社会保障制度を構築するため、国会（令和３年常会）提出。
後期高齢者の医療の確保に関する法律において、後期高齢者医療における窓口負担割合を見直す。
＜概要＞現役並み所得者以外の被保険者であって一定所得以上(*)であるものの窓口負担を２割とする。
＊課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上
（単身世帯。複数世帯は後期高齢者の年収合計が320万円以上）。政令で規定
＊外来受診において、施行後３年間１ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置は政令で規定
施行日：令和４年10月１日から令和５年３月１日までの間において政令で定める日

６　その他の保険料軽減措置
都広域連合独自の取組みとして、区市町村の一般財源による保険料軽減特別対策実施
①葬祭費、②審査支払手数料、③保険料未収金補てん分、④財政安定化基金拠出金（２・３年度は拠出率０%）